

平成18年第1回臨時会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成18年5月19日 午前10時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 鷓瀬 和博 14番 中田 恭一
日程第2	会期の決定	1日限り 決定
日程第3	承認第1号 平成17年度吉岐市一般会計補正予算(第9号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	財政課長 説明 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第4	承認第2号 平成17年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	市民生活部長 説明 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第5	承認第3号 平成17年度吉岐老人保健特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	市民生活部長 説明 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第6	承認第4号 平成17年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算(第6号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	建設部長 説明 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第7	承認第5号 平成17年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	産業経済部長 説明 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第8	承認第6号 平成17年度吉岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	総務部長 説明 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第9	承認第7号 吉岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	総務部長 説明 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第10	議案第75号 吉岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務部長 説明 委員会付託・総務文教委員会 委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第11	議案第76号 石田スポーツセンター(仮称)建築主体工事請負契約の締結について	教育次長 説明 委員会付託 省略 本会議・原案のとおり可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員（26名）

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
15番	馬場 忠裕君	16番	久間 進君
17番	大久保洪昭君	18番	久間 初子君
19番	倉元 強弘君	20番	瀬戸口和幸君
21番	市山 繁君	22番	近藤 団一君
23番	牧永 護君	24番	赤木 英機君
25番	小園 寛昭君	26番	深見 忠生君

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局次長	山川 英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	（欠席）
教育長	須藤 正人君	収入役	（欠席）
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	中原 康壽君
消防本部消防長	（欠席）	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	市民病院事務長	山本 龍君
教育次長兼文化財課長			山内 義夫君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	健康保険課長	小山田省三君

午前10時00分開会

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成18年第1回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、鵜瀬和博議員及び14番、中田恭一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

本臨時会の招集に当たり、市長よりあいさつの申し出がありますので、これを許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。本日は平成18年第1回壱岐市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多忙の中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会において御審議をお願いいたします議案は、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正と石田スポーツセンター 仮称ではございますが 建築主体工事請負契約締結の2件であります。慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

また、専決処分の承認について7件報告させていただきますので、御承認方よろしくをお願い申し上げます。

ここで、4月1日付の人事異動に伴う議会出席関係職員の紹介をさせていただきます。

まず、建設部長、中原康壽でございます。よろしくお願いいたします。（「どうかよろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

次に、市民病院の事務長、山本龍でございます。よろしくお願いいたします。（「山本でございます。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

なお、今回は助役が検査のために入院をしておりますして欠席をしております。また、収入役につきましては、きょうは老連の会がありまして、どうしても出席をしてくれという強い要望がございましたので、私のかわりに出席をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

・

日程第 3 . 承認第 1 号 ~ 日程第 1 0 . 議案第 7 5 号

議長（深見 忠生君） 日程第 3、承認第 1 号平成 1 7 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第 1 0、議案第 7 5 号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてまで、8 件を議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 担当部課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） それでは、承認 1 号平成 1 7 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。専決第 1 号平成 1 7 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）について説明いたします。

第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額から 1 億 6, 7 7 4 万円 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 1 9 億 4, 5 6 0 万 1, 0 0 0 円とします。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

第 2 条、繰越明許費の補正で、その内容につきましては、「第 2 表繰越明許費補正」により説明をいたします。

第3条、地方債の補正で、その内容につきましても、「第3表の地方債補正」により説明をいたします。

なお、平成18年3月31日付で専決処分をさせていただいております。

次のページをお開き願います。第1表歳入でございます。

2款の地方譲与税から10款の地方交付税までにつきましては、本年度の交付決定額に合わせてそれぞれ追加減額をいたしております。

10款の地方交付税でございますが、これは特別交付税の追加でございます。本年度の特別交付税の交付決定額は7億5,504万2,000円でございます。前年度決定額8億1,010万円と比較をいたしますと、マイナス6.8%、額で5,505万8,000円の減額となっております。

2ページの12款の分担金及び負担金の1項分担金でございますが、これは県営圃場整備事業地元負担金分を減額をいたしております。

次、3ページの使用料でございますが、これは勝本のイルカパークの入園料の減額と公営住宅使用料の減額でございます。

14款の国庫支出金、15款の県支出金につきましては、内示額、それから実績見込みによりまして、それぞれ増減をいたしております。

16款の財産収入1項財産運用収入は、財政調整基金の利子分を追加をいたしております。2項財産売り払い収入は、アワビ種苗売り払い収入を追加いたしております。

18款繰入金でございますが、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、家畜導入事業資金供給事業資金、松永記念館基金を減額をいたしております。それから、地域福祉基金につきましては、起債の充当率の変更によりまして追加をいたしております。

20款の諸収入4項雑入につきましては、県支出金からの組み替えによるものでございます。

21款の市債につきましては、本年度の許可額に合わせて増減をいたしております。

次のページをお開き願います。歳出でございますが、全体的に決算見込み、それから事業費の確定などによりまして、不用額を減額いたしておりますので、追加の分についてのみ説明をいたします。

2款総務費の1項総務管理費でございますが、減債基金の積立金を1億7,000万円追加をいたしております。それから、生活バス路線の運行対策費補助金として303万2,000円を追加いたしております。これにつきましては、県の方も同額の補助がっておりますので、市も同額補助するものでございます。

それから、6款の農林水産業費の3項の水産業費でございますが、栽培漁業振興基金の積立金、これは利子分でございますが、追加をいたしております。それから、芦辺港ターミナルビル事業

の特別会計の繰り出し金、下水道事業特別会計の漁業集落の分でございますが、補正財源として追加をいたしております。

それから、8款土木費の6項の下水道費43万8,000円でございますが、これは下水道事業特別会計繰り出し金、これは公共下水の分でございますが、43万8,000円追加をいたしております。それから、この補正額の0のところがございますが、この0のところにつきましては財源内訳の補正でございます。

次のページをお開き願います。第2表繰越明許費補正、1、変更でございます。

6款農林水産業費のふるさと農道整備事業、補正前1,200万円から2,550万円へ追加をいたしておりますが、これは亀松地区ふるさと農道整備事業の分でございますが、のり面に土質軟弱部分があったために追加をいたしております。農村総合整備事業につきましては、改良工事繰り越しのため水道移転補償費分について追加をするものでございます。

8款土木費のまちづくり交付金事業でございますが、これは大谷公園線改良事業の分でございますが、地権者との交渉に日数を要したために追加をいたしております。

10款教育費の特別史跡原の辻遺跡保存整備事業につきましては、造成復元予定地の遺構調査に不測の日数を要したために追加をお願いをするものでございます。

次のページでございますが、第3表の地方債補正、1、追加で、教育債630万円、これは松永記念館のアスベスト除去事業の分でございますが、本年度新たに起債対象事業となったために追加をいたしております。なお、起債の充当率は95%で、後年度交付税措置が50%あるようになっております。

2の変更で、一般公共事業債でございますが、これは事業費の確定によるものでございまして追加をいたしております。辺地対策事業債でございますが、事業費の確定、充当率のかさ上げによりまして変更をいたしております。また、デイサービスセンターの建設事業につきましては、当初辺地債で計上いたしておりましたが、過疎債で許可となっておりますので、辺地対策事業債より減額をいたしております。

次のページをお開き願います。過疎対策事業債でございますが、これにつきましても事業費の確定、充当率のかさ上げによる変更でございますが、デイサービスセンター建設事業の分を追加をいたしております。土木債でございますが、急傾斜地崩壊対策事業の対象外経費の分の減額と公営住宅建築事業の事業費の確定による減額でございます。合併特例債でございますが、自給肥料供給施設整備事業、印通寺港ターミナルビル建設事業の事業費の減によるものでございます。

次のページの災害復旧費は、公共土木施設の事業費の減でございます。それから、公共用施設災害復旧事業についての許可がありましたので追加をいたしております。

なお、詳細につきましては、11ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 山本市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 承認第2号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成17年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,356万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,305万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成18年3月31日専決。

8ページをお開き願います。歳入について簡単に御説明申し上げます。

4款2項1目の財政調整交付金の減でございますが、これは医療費の減によるものでございます。

8款1項一般会計繰入金の減につきましては、それぞれ実績等による減でございます。

9款1項の繰越金につきましては、財源調整で減額をいたしております。

10ページをお開き願います。歳出でございます。

1款3項1目について、運営協議会の委員報酬を減額いたしておりますが、これは開催数の減によるものでございます。

1款4項1目につきましての減額でございますが、これは国保用のチラシ等が国保連合会から支出されたことによる減でございます。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費の減でございますが、これは1、2月の医療費が、インフルエンザが流行しなかったことによる減が主なものでございます。

それから、2款4項1目の出産一時金でございますが、30万円の9人分を減額をいたしております。実績で71人でございます。

以上、御承認のほどをよろしく申し上げます。

続きまして、承認第3号平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）について専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成17年度壱岐市の老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,071万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,584万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成18年3月31日専決。

8ページをお開き願います。歳入について簡単に御説明申し上げます。

1款1項1目の医療費交付金の減であります。これは老人医療給付費の減に伴うものでございます。実績でございます。

2款1項1目の医療費負担金の減でございますが、これも同じく医療費給付の減に伴うものでございます。

3款1項1目の医療費負担金の減でございますが、これも同じく老人医療費給付費の減によるものでございます。

4款1項1目の一般会計繰入金1,588万6,000円減にいたしておりますが、これも老人医療費の減による一般会計の繰り入れの減でございます。

10ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項1目医療給付費の医療扶助費の1億3,234万4,000円の減でございますが、これは主に、国保でも申し上げましたが、インフルエンザ等が流行しなかったことが主なものと考えられます。それから、2目の医療費の支給費の扶助費836万6,000円を減額いたしておりますが、これは現金給付の分でございます。高額医療とか柔道整復師等が思いのほか実績が出なかったということによる減でございます。

以上で説明を終わります。御承認のほどよろしく申し上げます。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

建設部長（中原 康壽君） 承認第4号平成17年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）について専決処分を報告し、承認を得るものでございます。

平成17年度吉岐市の下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出それぞれ326万8,000円を増額し、総額をそれぞれ8億9,637万7,000円とするものであります。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、2ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入の第2款第1項使用料でございますが、257万1,000円の減額であります。これは

使用水量の当初見込み額に対し減量になったための減となっております。

第4款第1項一般会計繰入金418万3,000円の増額でございますが、これは第8款第1項県補助金が事業の一部繰り越しにより488万円の減額になったための補正でございます。

次に、歳出の部ですが、3ページをお開きをいただきたいと思います。

第1款第1項管理費につきましては財源の調整でございます。

第3項公債費では213万3,000円の減額でございますが、これは事業費の繰り越しにより事業債借り入れが次年度になったための利子分を減額をいたしております。

2款第1項管理費の113万5,000円の減額でございますが、これは新規加入者への加入助成金を5戸計上をいたしておりましたが、本年度は加入がありませんでしたので、その減額をしております。

2項施設整備につきましても財源の調整でございます。

詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書のとおりで事業の精算見込みにより減額するものであります。

以上で平成17年度下水道事業特別会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。御承認くださりますようよろしくお願いをいたします。

〔建設部長(中原 康壽君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 喜多産業経済部長。

〔産業経済部長(喜多 丈美君) 登壇〕

産業経済部長(喜多 丈美君) 承認第5号について御説明を申し上げます。

平成17年度吉野市三島航路事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きをいただきたいと思います。

専決第5号平成17年度吉野市の三島航路事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出それぞれ140万円を減額し、1億989万3,000円といたすことにいたしております。

次に、8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。

2、歳入、2款国庫支出金1項国庫補助金1目航路費補助金、今回補助金が690万円決定をいたしておりますので補正をさせていただいております。それに伴いまして、県の補助金が250万円減額をいたし、一般会計からの繰入金を580万円減額をいたしております。

次に、10、11ページでございますが、歳出でございます。運行費の中の一般管理費の時間外勤務手当を140万円減額をいたしております。

以上で終わります。

次に、承認第6号でございます。平成17年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出それぞれ1,005万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億5,136万円とすることにいたしております。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。18年3月31日専決をいたしております。

まず、8、9ページをお開きをいただきたいと思います。

2、歳入、2款県支出金1項県補助金農林水産業費補助金で3,406万2,000円を減額をいたしておりますが、これは全体の事業費が減額をしたために補助金が減額をしたことによる減額でございます。

次に、3款の繰入金、一般会計繰入金につきましては、財源の関係上63万9,000円を増額をしていただくようにいたしております。

それから、5款の諸収入1項雑入でございますが、これは太陽光発電をすることで太陽光を入れまして、その事業費の2分の1は補助金で来るようになっておりますので、それを雑入で受け入れておまして、556万5,000円の増額をいたしております。

それから、市債といたしまして、全体での差額分の1,780万円を借りるようにはいたしております。

次に、10、11ページでございますが、3の歳出でございます。

1款の総務費、1目の一般管理費では財源調整をいたしております。

それから、2項の施設整備費で、全体事業費を1,005万8,000円落とすようにいたしております。

そして、2款の公債費では財源調整をいたしております。

以上でございますので、よろしく御承認をお願いいたします。

〔産業経済部長(喜多 丈美君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 松本総務部長。

〔総務部長(松本 陽治君) 登壇〕

総務部長(松本 陽治君) 承認第7号について御説明申し上げます。

吉崎市税条例の一部改正について、地方税法等の改正に伴い改正の必要があり、3月31日付で専決処分いたしましたので、御報告し、承認をお願いするものでございます。

議案関係資料、新旧対照表というのがあるかと思ひます。そちらで説明をいたしたいと思ひます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思ひます。左側が改正前、右側が改正後となります。

まず、本則の市民税関係でございますが、第24条は、個人の市民税の非課税の範囲を規定するものでございますが、第2項で、均等割が控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合の加算額を17万6,000円から16万8,000円に改めるものでございます。

次に、固定資産税関係で、同じ1ページの57条、それから2ページの59条では、固定資産税の非課税の適用を受けようとする場合、文化財保護法の規定によるものは申告の内容から除くこととなります。

次に、6ページ。条例第61条第9項及び第10項では、これも文化財保護法に規定する登録有形文化財等の敷地となっている土地について、固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額が3分の1、あるいは6分の1の適用となることとなります。

次に、附則でございますが、7ページ。まず市民税関係で、第5条は、所得割が控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合の加算額について、35万円を32万円に改めるものでございます。

次に、固定資産税関係でございますが、8ページ。第11条から13条については、平成18年度の固定資産税の評価がえに伴う適用年度の改正と各年度の固定資産税の負担について調整措置を改正するというものでございます。

また、9ページから13ページの第12条では、宅地等に係る固定資産税の額については、前年度分の課税標準額に当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とする。ただし、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とする。そして、10分の2を乗じて得た額を下限とするということになります。

それから、住宅用地のうち負担水準が0.8以上の土地及び商業地等のうち負担水準が0.6以上、0.7以下の土地に係る固定資産税の額については前年度の税額とするとされております。

また、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとなります。

それから、13ページから18ページについて、第13条関係については、農地に対して課税する平成18年度から20年度までの固定資産税の特例について、15から17年度の負担水準の区分の負担調整率の読みかえでございます。

以上が承認第7号でございます。

次に、議案第75号について御説明をいたします。

議案第75号吉岐市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。提案理由は記載の

とおりでございます。

今回の改正の主な点は、介護納付金課税額に係る課税限度額が8万円から9万円に引き上げられたこと、年金受給者が平成17年度の市町村民税について公的年金等控除の適用を受けた場合、18、19年度の国民健康保険税に限り減額の特例措置を講ずることとなったこと。あわせて当該条例に引用しております法律の条項に異動が生じておりますので、その整理を行うものでございます。これも議案参考資料の新旧対照表により説明をいたしたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。20ページ。

第2条第3項及び第13条、これが介護納付金課税額に係る課税限度額を8万円から9万円に引き上げることとしたものでございます。

次に、25、26ページ。附則第8項及び第9項、年金受給者が平成17年度の市町村民税について公的年金等控除の適用を受けた場合、18年度分及び19年度分の国民健康保険税に限り減額措置の判定基準となる総所得金額から一定の金額、平成18年度分で28万円、19年度分22万円を控除する特例措置を講ずるというものでございます。

同じく26ページから27ページ。附則第10項及び第11項、これも同様でございますが、18、19年度の国民健康保険税に限り所得割額の算定の基準となる総所得金額から一定の金額、というのは18年度分で13万円、19年度分で7万円を控除するという特例措置を講ずるというものでございます。

32ページからの附則第20項及び第21項については、租税条約による居住者等に係る利子配当等の所得に対する特例措置を講ずるというもので、読みかえの規定でございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のためしばらく休憩いたします。再開を10時55分。

午前10時38分休憩

.....
午前11時28分再開

議長（深見 忠生君） 議案の調査研究が長引きまして大変御迷惑をかけましたが、ただいまから再開をいたします。

これから、日程第3、承認第1号平成17年度吉崎市一般会計補正予算（第9号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） ちょっとお尋ねしますが、先ほどから専決処分について地方自治

法第179条第1項というふうに言われてますが、地方自治法第179条第1項についてどうい
うことが書かれているか、説明していただきたいと思います。

議長（深見 忠生君） 執行部の方をお願いします。久田財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 町田議員の質問にお答えいたします。

地方自治法の第179条第1項専決処分でございますが、これによります専決処分につきましては、まず議会が成立しないとき、それから地方自治法第113条ただし書きの場合においての、なお会議を開くことができない場合、それから市長が議会を招集する暇がないと認めるとき、それから議会が議決または決定する事件を議決しないときというふうに定められております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） それは私も朝調べてきました。専決処分については地方自治法でも議員必携でも非常に厳しい制限条項があります。基本的には議会が議決すべき条項を執行部が専決処分として議決するわけですから、議会としてはその慎重な運用を真剣に見守らなければならないというふうに定められておるし、現実の専決処分のケースで一番多いのは議会を招集する暇がないときの運用です。

ところが、果たして、議員必携にも書いてますが、市町村の段階で招集する暇がないほど緊急を要する事件が現実にあるかということである。特に急を要する場合は、法第101条第2項の規定により、3日の告示期間を置かないで前日告示して議会を開くこともできるのであるから、本当に執行の時期を失ってしまうような事例は市町村ではめったに起こり得ないと言えるというふうに書いております。また、引き続いて客観性、妥当性が認められる場合に限ってこの専決処分については厳正に運用をされるべきであるというふうに書いてあるわけです。

今、財政課長は、第179条の第1項について、1、2、3、4、言われましたけども、今回のこの専決処分の条項、承認第1号から第7について、本当に議会を招集する暇がなかったのかどうか、どういう判断で専決処分をされたのかどうか、その判断をまずお伺いしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 執行部、御答弁をお願いします。 それでは暫時休憩します。

午前11時34分休憩

.....
午前11時41分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

執行部、答弁をお願いいたします。松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 町田議員御指摘のように、趣旨に沿うように努力をしたいと思いま
す。

議長（深見 忠生君） 6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私は別に混乱させようとも思ってませんし、例えば税法の改正なんかには浦税務課長が言われたように、3月31日で法的な改正とかがあって、4月1日からそれをやらないといかんという場合は、緊急の場合にぎりぎり当てはまるかなという形はちょっと思いますけれども、専決処分の対象として。ただ、正直いって私が聞いているのは、それぞれの予算については、もちろん補助金の減額であったりとかそういうことであるので、やむを得ないというのはわかっております。私が聞きたいのはそうじゃなくて、毎年恒例みたいに専決処分をやってもらっては困ると、正直いって思っているんです。基本的には地方自治法の専決処分についても非常に厳しい適用の枠が地方自治法でも決められております。今、部長はそういったふうな形で今後やるということですが、私が聞きたいのは細かな数字についてどうのこうのじゃなくて、なぜ専決処分について、地方自治法の179条の第1項の規定、4つの規定に非常に厳しい枠がはめられておるにもかかわらず、この承認第1号から第7号までの議案がなぜ、3月31日だったらきょうはもう5月の19日です。なぜもっと速やかに臨時議会開かれなかったという疑問もあるし、なぜ専決処分をしたのかという私は疑問の方があるとです。だから、私が聞きたいのは、なぜ議会を開かないで専決処分をしたのかという統一的な見解を私は執行部に求めたいと思います。

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

財政課長（久田 賢一君） なぜしたのかということでございますが、まず起債の借入れが一番関係あるわけでございますけれども、起債の借入れする場合に予算議決の抜粋が必要になってまいります。そのときに一応3月末で専決処分をしましたということの抜粋をつけるようになっておりますので、専決をしておるということでございます。

議長（深見 忠生君） 町田議員、いろいろありましようが、一応3回終わりましたので、ということで御理解をいただきたいというふうに思います。（「もう1回」と呼ぶ者あり）6番、町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 基本的に専決処分というのはしないのが一番いいとです。壱岐市の場合はたしか3月合併してすぐ直後の議会のように、議会が現実には開かれなかったという、開くことが不可能であったということで専決処分を、たしかあのときいっぱいしたことを私も覚えてますけれども、こういうふうな形で、たしか去年もやったと思うんですが、何かこう慣例みたいにこの時期になると専決処分が出てくるわけですが、基本的にはこういった予算とか条例の改正についてはすべて議会の同意が要るわけです。それが地方自治の大原則であるわけですから、今後は私はこの専決処分については、本当に慎重な運用をぜひ市長の方にもお願いしたいと思います。

以上です。

議長（深見 忠生君） 市長部局は。 長田市長。

市長（長田 徹君） 今、町田議員からの質問のとおりでございますが、極力専決処分はなるべく少なくするのがこれは当然と思っております。いろいろな事由で、先ほど4つの理由もございましたが、いろんな理由でやむを得ない場合もございますが、なるべく専決処分じゃなくて本議会で3月31日以前にしたいとは思いますが、やむを得ない場合もあるということをお認めだけはいきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、承認第1号についての質疑を終わります。

次に、日程第4、承認第2号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、承認第2号についての質疑を終わります。

次に、日程第5、承認第3号平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑はないようですので、承認第3号についての質疑を終わります。

次に、日程第6、承認第4号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、承認第4号についての質疑を終わります。

次に、日程第7、承認第5号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、承認第5号についての質疑を終わります。

次に、日程第8、承認第6号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、承認第6号についての質疑を終わります。

次に、日程第9、承認第7号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、承認第7号についての質疑を終わります。

次に、日程第10、議案第75号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。24番、赤木議員。

議員（24番 赤木 英機君） 16年にも条例改正をしてあるわけですが、これの国保条例ですが、関連ございますので、税の収納率を、今の進捗状態、まあこれ出納閉鎖せんとわからんという答弁が出るかもわかりませんが、今の段階でちょっとお聞きします。この条例を改正をして、これまあ上がるわけですから、国民健康保険をこれ特別目的税ですから、その点もぜひ説明をしていただきたいと、かように思います。

議長（深見 忠生君） 浦税務課長。

税務課長（浦 哲郎君） 赤木議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の現年分の徴収率でございます。4月末現在の分で93.43%、これは医療・介護合わせた分でございます。現在の速報的なものでございますが、5月17日で94.5%程度でございます。

以上です。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第75号について質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、承認第1号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程9、承認第7号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについてまで7件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第7号についてまで7件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

日程第3、承認第1号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第1号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、日程第4、承認第2号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第2号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、日程第5、承認第3号平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第3号平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、日程第6、承認第4号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第4号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、日程第7、承認第5号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第5号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、日程第8、承認第6号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第6号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、日程第9、承認第7号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第7号壱岐市税条例の一部を改正する条例についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、日程第10、議案第75号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正については、総務文教常任委員会に付託します。

なお、総務文教常任委員長より、議案第75号について連合審査会を行いたい旨、厚生常任委員長に申し入れがっております。したがって、厚生常任委員の皆様も勝本支所2階第1会議室に御集合願います。

ここでしばらく休憩をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時41分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

議案第75号の審査は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、その審査結果について委員長から報告を求めます。総務文教常任委員長、お願いします。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査の報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案番号、議案第75号、件名、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、審査の結果、原案可決。

なお、審査に当たっては厚生常任委員会の所管事項と関連し、同委員会と連合して審査をするのが効果的であり、より徹底すると判断し、連合審査の申し入れを行い、慎重に審査を行いました。

以上です。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

議案第75号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第75号壱岐市国民健康保険税条例の

一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 . 議案第 7 6 号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第 1 1、議案第 7 6 号石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、倉元強弘議員の退場を求めます。

〔 1 9 番 倉元 強弘議員 退場 〕

議長（深見 忠生君） 本案について提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔 市長（長田 徹君） 登壇 〕

市長（長田 徹君） 担当次長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔 市長（長田 徹君） 降壇 〕

議長（深見 忠生君） 山内教育次長。

〔 教育次長兼文化財課長（山内 義夫君） 登壇 〕

教育次長兼文化財課長（山内 義夫君） 議案第 7 6 号について御説明を申し上げます。

石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の締結について、石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

契約の目的、石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事、契約の方法、制限つき一般競争入札、制限つきといたしましては、市内に本店を置いているとか、あとは建築のところのランクがどうありますかとかいう、そういう具体的な制限をつけていると、条件を付しているということで制限つきという名称になっております。 契約の金額といたしましては 4 億 5, 9 9 0 万円でございます。契約の相手方といたしまして、本市勝本町本宮仲触 1 9 9 番地、倉元・割石特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社倉元建設の代表取締役松本鶴夫様でございます。

提案理由といたしまして、吉岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を得る必要がございます。これにつきましては、御存知のように予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上の契約については議会の議決が要ということでございます。

続いて、説明資料の方の説明に入らせていただきます。

工事場所につきましては、旧石田の体育館跡地でございます。工事の内容といたしましては、石田スポーツセンターで、鉄筋コンクリートづくり 3 階建の 1 棟でございます。面積といたしましては、敷地面積の方が 2, 8 0 7. 8 0 平方メートルでございます。建築面積が 1, 8 5 0. 8 6 平方メートルでございます。延べ床面積といたしまして 3, 3 5 4. 6 9 平米でございます。工期に

つきましては、契約の発効日から来年の3月末を予定をいたしております。

入札状況につきましては、お手元にありますように8社のJVによりそれぞれ入札をいたしました経過でございます。

続きまして、資料1の方をお開きを願います。資料1といたしましては、それぞれの立面図をつけております。南側の立面図と申しますか、道路の方から見たところの立面図でございます。左のところ。そして、東側の立面図と申しますか、石田の小学校の方から見た、グラウンドの方から見たところの立面図でございます。

続いて、資料2の方に入らせていただきます。北側でございます。北側のところの立面図のところでございます。非常階段あたりがついております。そして、西側の立面図と申しますのが、石田支所の方から見たところの立面図でございます。

続いて、資料3のところをお開き願います。資料3につきましては、1階の平面図のところでございます。主にはエレベーターのところとそれぞれのトイレが1階に身障者方のトイレがございまして、それと多目的施設といたしまして、卓球とかダンスあたりができるところがございます。それと、トレーニングルームのところの下でございます。それと、柔道とか剣道の武道として使うところが右のところでございます。

続いて、資料4の方をお開き願います。資料4につきましては、2階の平面図でございますけど、2階のところもトイレの方と、そして主なところはバスケットの方を2面、公式のバレーがとれるところを1面でございます。天井までの高さの方が公式でございますので、12.5メートルの高さとなっているところが2階のところの平面図でございます。

続いて、資料5のところをお開きを願いたいと思っております。資料5のところは3階のところの平面図でございまして、主には観客席のところは291席、ギャラリー、観客席のところがあります。トイレのところも準備をいたしております。

それと、資料5と書いているところの右上のところでございますが、位置図のところをいたしております。これは皆さん方御存知と思えますけど、石田の小学校と本市役所の石田支所とのちょうど中間にございまして、現在の石田の町民体育館のところということでございます。

そして、現在の状況について若干御説明を申します。石田の体育館の解体工事につきましては、株式会社目良組様と契約をいたしまして、きのう現在でございますか、北面のところ舞台の壁の面を一部残しております、あとは土木と申しますか、下のところの基礎工事のところが終われば大体今月中のところに解体が終わりまして、さら地になる見込みでございます。また、今後電気工事、管工事につきましてもたまたま準備をいたしておりますので、今月中に指名競争入札の方に付すようにということで今準備をいたしているところでございます。よろしく御審議の上、御賛同の方よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔教育次長兼文化財課長（山内 義夫君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のためにしばらく休憩をいたします。再開を14時。

午後1時51分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

議案第76号について質疑を行います。質疑はありますか。22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） ちょっと設計上のことでお聞きをいたしますが、資料3の1階平面図、資料4の2階平面図、一辺の柱、1メートルですよね、例えば資料3の上の方は1メートルですけど、下の方はちょっと細くなっていますけども、この辺何でかなと。まあ、資料4と照らし合わせてもちょっと合っていない部分があります。

それから、恐らく柱が外に出る構造になっていると思うんですが、美観上、それが建物の景観上、例えば1メートルの柱、1メートル幅じゃなくて50センチ幅で2メートルにするとか間を1本抜くとか、そういう美観上、景観上の配慮が、その辺検討されたのかなということをまずお聞きをいたします。図面の違いとその検討と2件、お願いいたします。

議長（深見 忠生君） 山内教育次長。

教育次長兼文化財課長（山内 義夫君） 22番、近藤議員の御質問にお答えをいたします。

美観ということでございますので、以前全員協議会のところで全体図とパーツと示したと思っておりますので、景観につきましては特に街中でございますので、そのあたりの調和のところは、景観上というのは、設計屋さんの方に言いまして配慮をしてるつもりでございます。

それと、構造のことがございますので、特に今現在構造のことを言われておりますので、構造の方につきましてもそのあたりのところで、柱とか鉄筋、そのあたりのところについても構造上のところで設計屋さんの方に私の方で特に申しております。済みません、柱の大きさがこうこうというのが、ちょっと済みません、私が答えちょっと申しかねるところでございますので、後ほど聞いて、設計さんに聞いて後もお答えをいたしたいと思っております。済みません。

議長（深見 忠生君） 22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 柱の分ですよ、もう図面でぱっとわかるやないですか、1階の平面図と2階の平面図が。上段と下段の柱の大きさが違うやないですか、ぱっと見てわかるやないですか。ただ、半分しかないわけですから、どちらが本当かなと。まあ恐らく資料4の方が正解だとは思いますが、設計図ですからもうちょっとやっぱりしてもらいたいと。まあ、これが

本当と言われればもうしょうがないですけども。その辺をちょっと聞いたわけですが、その辺についてもう1回、答弁があればお願いいたします。

議長（深見 忠生君） 山内教育次長。

教育次長兼文化財課長（山内 義夫君） 22番、近藤議員さんの質問にお答えいたします。

1階と2階との大きさの違いのところは、中柱と外柱、外の方と中の方ということで違うということで、御理解をお願いをいたしたいと思っております。特に景観の方はこの前申しましたけど、皆さん方にパーツでございますがお配りしたので、御理解をお願いをいたしたいと思っておりますのと、もう1点の中と外については内柱と外柱で違うということで、御理解の方をお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 近藤議員、いいでしょうか。 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第76号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の締結については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第76号石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第76号石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

〔19番 倉元 強弘議員 入場〕

議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第1回吉岐市議会臨時議会を閉会いたします。大変皆様お疲れ

でした。

午後 2 時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 鵜瀬 和博

署名議員 中田 恭一